

第 2 期佐倉市障害福祉計画(素案)の概要

障害者関係の法定計画は、障害者のすべての生活領域に係る「障害者計画」と「障害者計画」の障害福祉サービスの提供に係る部分の「障害福祉計画」の 2 つがあります。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第 8 8 条の規定に基づく法定計画です。

平成 19 年 3 月に、平成 18 年度から平成 23 年度までを計画期間とする第 1 期障害福祉計画を策定しました。

第 2 期佐倉市障害福祉計画は、第 1 期計画の後半にあたる平成 21 年度から平成 23 年度の見直しの計画となるものです。

計画の策定は、国の指針に基づいて策定されます。

第 2 期佐倉市障害福祉計画の数値目標設定に係る課題

国の政策目標と市町村を越える広域的な対応を基本とした数値目標

1．数値目標の設定は、政策課題の達成を基準にしている

長期施設入所者の退所者数、精神病院の長期入院者数、福祉施設利用者の就労者数など国が掲げる政策課題について目標値が設定されています。

この目標値に基づき、県の計画、市町村の計画を策定する仕組みとなっています。。

2．数値目標の設定は、県の意見を聞いたうえで設定

障害福祉計画は、県及び市町村が策定する計画で、県は、圏域(佐倉市の場合印旛圏域)を単位に数値目標を定めることになっています。

県が定める数値目標と市が定める数値目標との整合性が求められています。

これについては、障害者のサービス利用が市内の事業所にとどまらず、市外の事業所もあることから広域的なサービス提供の目標設定が必要となっているからです。

このような背景から、障害者自立支援法第 88 条第 7 項、8 項で市は、障害福祉計画の策定、変更にあたって、県の意見を聞いた上で決定するとされています。

したがって、佐倉市の障害者のニーズに基づき、利用状況を踏まえ、積み上げていく方式とは異なっています。

障害者自立支援法第 88 条

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

障害福祉制度自体が流動的な中での計画策定

1．障害者自立支援法が目指すサービス体系が完成するのは平成 23 年度

障害者自立支援法の施行前、障害者(児)に対するサービスは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法の各法によりサービス提供されていましたが、障害者自立支援法の試行により、各法により提供されていた共通するサービスが一元化されると共に、平成 23 年度に完成するサービス体系にむけて再編が進んでいる最中の計画策定となっています。

2．毎年行われた見直し

事業者の収入が不安定なため、障害者自立支援法のサービス体系への移行が遅れ、対応策として円滑な移行するための措置が毎年とられ、利用者負担についても、毎年軽減策がとられた中、サービス提供事業者、利用者ともに落ち着かない状況の中での計画策定となっています。

第 1 期計画・第 2 期計画との違い

コンサルタント抜きの策定。

第 1 期計画ではコンサルタントに一部委託した計画策定でしたが、本計画は担当課独自で策定した計画となっています。

章立てを簡素化

- 1．第 1 期計画の 5 章立てを第 2 期計画では資料編含む 4 章立てに再編しました。
- 2．第 1 期計画の第 4 章(基本事業とその取り組みの方向)、第 5 章(障害者自立支援法による事業の見込量)を第 2 期計画では、第 3 章(取り組みの方向と事業の見込み量)にまとめました。
- 3．第 1 期計画の第 3 章(事業に関する障害者の利用希望)は、平成 18 年 7 月に行った「障害者福祉アンケート」による結果からみた章立てとなっています。
第 2 期計画では、第 2 章(障害者の置かれた現状)の 3 の 障害者のニーズから見る現状と課題で関係団体のヒヤリング結果をまとめこれに変えています。

障害関係 1 2 団体を対象としたヒヤリングから現状と課題について整理

第 1 期計画では、現状と課題についてアンケート調査をもとに行いましたが、第 2 期計画では、当事者・家族の 8 団体、社会福祉事業者 1 団体、公共機関 3 団体の計 1 2 団体から障害者を取り巻く現状と課題について、ヒヤリングを中心とした取り組みを行い、結果を障害種別、生活領域などの項目を設定し、まとめました。

(参考)

目次から見る第1期計画と第2期計画

第1期計画	第2期計画
第1章 障害者福祉をめぐる背景 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の対象者 4 計画期間について 5 計画推進にあたっての点検	第1章 障害福祉計画をめぐる背景 1 計画策定の趣旨 2 計画策定の位置づけ 3 計画の対象者 4 計画の期間 5 計画推進にあたって
第2章 市と障害者の現状 1 佐倉市の人口 2 障害者の状況	第2章 障害者の置かれた現状 1 市民の関心 2 障害者の置かれた現状 3 障害者のニーズから見る現状と課題
第3章 事業に関する障害者の利用希望 1 住居に関する意向 2 サービスに関する意向 3 就労に関する意向 4 進路に関する意向 5 相談事業に関する意向	第3章 取り組みの方向と事業の見込み量 1 取り組みの方向とサービス量の確保策 2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量
第4章 基本事業とその取り組みの方向 1 サービス事業者と人材の確保 2 居住支援の強化 3 相談支援体制の整備 4 情報体制の整備 5 障害者就労の促進	
第5章 障害者自立支援法による事業の見込み量 1 目標値 2 障害福祉サービスの見込み量 3 地域生活支援事業の見込み量 4 サービス見込み量の総括表 5 障害福祉サービス等の事業見込量の確保策	
資料編 資料 1 障害福祉計画の概要 資料 2 厚生労働省策定指針 資料 3 障害福祉サービスの内容と対象者	第4章 資料編 1 用語解説 2 厚生労働省策定指針 3 ヒヤリングで出された課題と取組の方向とサービス量の確保策

<p>資料 4 佐倉市障害者施策策定懇話会及び策定の経過</p>	<p>4 障害者自立支援法の概要と障害福祉サービスの内容</p> <p>5 佐倉市障害福祉計画策定懇話会及び策定の経緯</p> <p>6 佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿</p>
----------------------------------	---